平成２４年（フ）第４６３９号
大阪市住吉区遠里小野１丁目８番４―506号
破産者　橋本　　進
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６６１号
大阪市生野区巽東３丁目13番28―803号、前住所大阪市天王寺区東上町８番27号
破産者　松田　久嗣
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５５号
堺市堺区協和町２丁73番地　西団地５号館401号
破産者　蓑田　彩子
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
大阪府松原市阿保２丁目72―５、住民票上の住所大阪府豊中市庄内栄町３丁目12番35号
破産者　横畠　　尚
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８３１号
堺市南区桃山台１丁５番２―206号
破産者　利倉　好子
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８３６号
堺市北区新金岡町３丁１番23―104号、前住所大阪市平野区瓜破１丁目11番16号
破産者　粉川材木店こと　粉川　冨雄
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９４４号
大阪府松原市新堂２丁目332番地の６
破産者　フェイスこと　山本　一夫
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
広島県安芸郡熊野町呉地２丁目１番67―202号
破産者　内藤　正樹（旧姓仲野）
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５８号
広島市安佐北区口田南５丁目４番17―７号
破産者　三島　　眸
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第１９２号
佐賀県唐津市町田３丁目７番５号
破産者　中野　一美
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２０年（フ）第６１号
佐賀県唐津市町田３丁目７番５号
破産者　中野クニ子
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２０年（フ）第７２号
佐賀県唐津市松南町４番18―805号　プルミエール松南、前住所佐賀県唐津市町田３丁目７番５号
破産者　中野　純子
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１２３号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保25番地20、前住所岩手県紫波郡紫波町北日詰字東ノ坊２番地32
破産者　松田　直人
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３４号
秋田県湯沢市前森３丁目１番38号
破産者　蛭田　　功
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第２６７号
北海道網走郡津別町字幸町59番地、開始決定時の住所埼玉県深谷市西島町１―１―19―1012
破産者　壹ツ石敏博
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４１６号
埼玉県熊谷市日向1421番地
破産者　増田　淑仁
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３００号
埼玉県深谷市上柴町東４丁目８番地１　原コーポＢ棟103号
破産者　大和田友紀
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７６４号
神奈川県厚木市妻田南２丁目３番23号　ヴィルドミール山口101、開始決定時の住所神奈川県厚木市林２丁目４番18号
破産者　漣　　洋太
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８７２号
横浜市緑区三保町2334番地　三保グリーンハイツ１棟203号
破産者　石川　　瞳
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部